

処 分 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第77条第5項
処 分 の 概 要： 道路使用許可の停止又は取消し
原権者（委任先）： 警察署長（高速道路自動車国道等における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官を含む。）
法 令 の 定 め： 道路交通法第77条第6項（条件に違反した者に対する処分をしようとするときの事前の弁明手続）
処 分 基 準： 別紙参照
問 い 合 わ せ 先：警察署 青森県警察本部交通部交通規制課規制第二係（電話017-723-4211）
備 考：